

船橋市教育委員会会議 3 月定例会会議録

1. 日 時 平成 20 年 3 月 28 日 (金)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 3 時 35 分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 中 原 美 惠
委員長職務代理者 篠 田 好 造
委 員 村 瀬 光 一
委 員 山 本 雅 章
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 村 瀬 光 生
管理部長 松 本 清
学校教育部長 松 本 文 化
生涯学習部長 中 台 雅 幸
管理部参事兼総務課長 宇 都 和 人
管理部参事兼財務課長 近 藤 恒
学校教育部参事兼学務課長 阿 部 裕
学校教育部参事兼指導課長 石 井 和 明
生涯学習部参事兼文化課長 山 田 清
施設課長 木 村 和 弘
保健体育課長 清 水 龍 夫
社会教育課長 高 橋 忠 彦
青少年課長 大 野 栄 一
生涯スポーツ課長 石 井 誠
市立船橋高等学校事務長 中 村 義 雄
総合教育センター教育支援室長 市 川 清 吾
5. 議 題
- 第 1 前回会議録の承認
- 第 2 議決事項
- 議案第 7 号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第 8 号 教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 9 号 船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について
- 議案第 10 号 船橋市大穴市民プール条例施行規則を廃止する規則について
- 議案第 11 号 船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則について

議案第12号 船橋市指定有形文化財「清川コレクション（特選）」に係る指定の解除及び変更について

議案第13号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理

報告第2号 職員の任免について

報告第3号 職員の任免について

報告第4号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 平成20年第1回船橋市議会定例会の報告について
- (2) カリフォルニア州立大学イーストベイ校との調印について
- (3) 船橋市立咲が丘小学校の火災事故について
- (4) 船橋市立海神小学校の麻疹集団発生による学年閉鎖について
- (5) 「南蛮胴具足、附、兜、籠手、佩楯、臙当」の千葉県有形文化財指定について
- (6) 「玉川旅館」の有形文化財の登録について
- (7) 平成20・21年度船橋市体育指導委員の委嘱状交付式について
- (8) 職員に関する措置について

6. 議事の内容

【委員長】

ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

それでは、会議録の承認についてお諮りします。

2月21日に開催しました教育委員会会議2月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第13号、報告第2号、報告第3号、報告第4号及び報告事項(8)については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当いたしますので、非公開としたいと思います。

また、本日の議事日程につきまして、報告第2号、報告第3号、報告第4号及び報告事項（8）は、関係職員以外は退席願いますことから、同規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、当該報告を報告事項（7）の後に繰り下げたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

当該議案等を非公開とし、報告事項（7）の後に繰り下げることといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第7号について、総務課、ご説明願います。

【総務課長】

それでは、議案第7号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

資料は1ページから5ページでございます。3ページの新旧対照表に沿ってご説明をさせていただきますと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が、平成20年4月1日から施行されます。この中で、教育委員会の活動状況の点検、評価の実施が義務づけられました。

第3条第23号にこの項目を、そして4ページの「総務課」の項第25号にこの「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること」を加えております。

戻りますが、第6条第1項第12号におきまして、教育長専決による任命、委嘱の対象に指定管理者候補者選定委員会委員を加えております。これは既に実施をしておりますので、事務の実態に合わせるものであり、今後の指定管理者候補者の選定事務に備えるものでもございます。

次に4ページをご覧ください。第14条の「文化課」の項第5号におきまして、「啓蒙普及活動」を「啓発普及活動」に改め、また、同項第10号において、文化・スポーツ公社に関して「文化振興及び文化財」とありましたものを、「文化振興」に改めてもおります。これは、より適正な語句への変更であり、事務の実態に合わせるものでございます。

同じく、第15条の「体育施設管理事務所」の項第1号におきまして、船橋市大穴市民プールの字句を削っております。これは、今回条例提案をしております大穴市民プールの廃止によるものでございます。

次に5ページをご覧ください。第16条「青少年会館」の項の第8号に、「若松公園有料公園施設等の使用等に関すること」を加えております。これは青少年会館における若松公園有料公園施設等の使用手続を20年4月1日から行いますので、その開始に伴う対応で入れさせていただきます。

最後でございますが、第25条の第3項におきまして、地区館の長に一般職の非常勤職員を充てられる旨を加えております。これは平成20年4月1日から地区館におきまして、部長級の非常勤一般職を配置することに伴うものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、この件に関しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第7号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号について、総務課、説明願います。

【総務課長】

それでは、議案第8号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について」、ご説明をいたします。

議案第7号と同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、同法第26条第2項が第3項へと項ずれをして繰り下がります。

これは「教育長の所掌事務の一部を委任する規程」の第1条においては、この法律を根拠規定として引用しております関係から、改正法に合わせるべく、規程第1条中の第2項を第3項に改めるものでございます。

なお、改正法の項ずれの原因そのものは、教育委員会から教育長に委任できない事務を法定化したものでありますが、本規程の内容そのものには影響しないものであることを申し添えます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第8号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第8号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

それでは、議案第9号「船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料11ページから13ページの新旧対照表をご覧ください。

学校教育法の一部を改正する法律が平成19年6月27日に公布されました。これに伴いまして、学校教育法の条文番号がずれたことから、船橋市立小学校及び中学校管理規則、船橋市立高等学校管理規則、船橋市立特別支援学校管理規則中の文言を改める必要がございます。

具体的には、船橋市立小学校及び中学校管理規則につきましては、第4条第2項、第21条の2、第33条、第47条が該当します。

船橋市立高等学校管理規則につきましては、第23条、第64条が該当します。

船橋市立特別支援学校管理規則につきましては、該当箇所は第43条第2項、第61条の2、第66条となります。

以上の文中における学校教育法、学校教育法施行規則の条文番号を変更するものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま、説明がありましたが、何かご質問はございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第9号「船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第9号については、原案どおり可決いたしました。

では、議案第10号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第10号についてご説明をいたします。

平成20年4月1日に船橋市大穴市民プール条例が廃止されることから、船橋市大穴市民プール条例施行規則を廃止する規則をご提案をさせていただきました。

以上でございます。

【委員長】

ただいま、ご説明がありましたが、何かご意見やご質問などございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第10号「船橋市大穴市民プール条例施行規則を廃止する規則につい

て」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第11号「船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則について」ご説明をいたします。

従前、船橋市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する規則がありましたが、船橋市立特別支援学校を体育施設の開放校とすることに伴い、規程の整備を図る必要がありますことから、その規則案を提出させていただきました。

主な改正点でございますけれども、まず表題でございますが、特別支援学校が入りましたことから、「船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則」と改めさせていただきました。

また、資料18ページの3行目ですが、登録団体について、第2条第1項第3号に、「ただし構成員が未成年者の団体にあつては、代表者は成人とし、使用時に立ち会わなければならない。」という一文を入れさせていただきました。

また、利用者の範囲について、同18ページ、第3条に「体育施設については団体による使用とし、プールについては小学生以上の個人による使用とする。」という条文を入れさせていただいております。

従前は、プールについてはこのような明記がされておりましたことから、明確にここに規定をしたものでございます。

もう1点、第6条として「開放校の体育施設の開放日時は、開放校ごとに定め、使用時間は、1団体1回につき3時間以内とする。」という規程を設けさせていただきました。従前は「1回3時間を単位とする」と規定がなされておりましたが、より多くの団体が使用できるよう、このように表現いたしました。

もう1点、第6条第2項に、体育館の使用終了時刻を午後9時とするということで、明確にさせていただきました。

最後ですが、第8条の第1項でございます。19ページになりますけれども、「体育施設を定期的に使用できるものとする。」という一文を入れさせていただきました。

このように、改正点が非常に多かったことから、規則そのものをすべて改正をして、

今回ご提案させていただいたものであります。

以上でございます。

【委員長】

ただいま、説明がありましたが、ご質問やご意見等いかがでしょうか。

【委員】

第6条の2で、「体育館の使用終了時刻は、午後9時とする」ということですが、今までもその時間だったのでしょいか。

【生涯スポーツ課長】

従前は明確になっていなかったもので、ここで明確にするために入れさせてもらいました。

【委員】

もう1点よろしいですか。例えば、9時以降も使わせていただきたいという団体も多いのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

利用したいという方がたくさんいますが、学校施設を無料で貸しているのが基本でございます。それで、学校の方には経費節減ということで、電気を消すようになど、省エネについては指導しておりますけれども、無料で使っている開放団体が9時以降、10時、11時まで光々と少人数のために体育館の照明を使うことで、周りの不満の声も実際には出ております。

また、体育施設で大きな音を出したりということで、いろいろと問題が出ておりましたことから、条文に「9時」という明確な時間を入れたところでございます。

以上でございます。

【委員】

学校施設の貸し出しは大分前からやられ、大いに結構ですが、今までにトラブルですか、管理上ちょっと問題があつて学校から相談を受けられたことはございますか。

【生涯スポーツ課長】

特に、学校開放につきましては、独占というか、既得権的な団体が非常に多くて、新しい団体が入ってこようとしますと、お任せしている運営委員会で排除するようなことがありました。したがって、平成20年度の開放につきましては、2月の段階で全

校を集めて、説明会を開催いたしました。

トラブルについては、やはり今言った消灯時間でありますとか、アラームがセットされていなかったとか、ルールを守らないで使うというものが多いです。また、きれいにしている学校内を車で走行するなど身勝手な開放の方々による乱雑な使い方、あとは器具の破損等々がございます。

以上でございます。

【委員】

子どもたちが下校してから校庭で遊んでいるのを見たことないんですけれども、それぞれの学校で何時になったら帰らないといけないとそれぞれ決まっているわけですか。昔は子どもたちが皆で遊んだり、いろんなスポーツやったりしていたものですが、今は先生の指導のもと、スポーツ以外は校庭の中には入れないような、そんなふうになってきているのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

学校の先生方は、従前クラブ活動でスポーツを指導しておりましたが、指導する先生方が少なくなったこともありまして、地域力を使った学校体育指導ということで、学校の運営の中で行なっている学校もありますが、私どもの範疇ではそこまでのお話しができません。あとは学校教育部の方でお答えいただきたいと思います。

【指導課長】

下校時刻を学校で決めており、その時間を守ることを前提として、各学校では安全・安心を含めて、児童生徒を学校から家へ帰らせるというような指導をやっているかと思えます。

ただ学校によっては、校庭の中で遊ぶことを奨励はしないですが、黙認しているところもあり、そのような現状はあるかと思えます。

【委員】

学童クラブが併設されている学校もありますよね。それは校庭使用を認めているわけですか。

【指導課長】

学童クラブは、その決まりの中で校庭使用が認められています。

【委員】

資料18ページ、第3条で「プールについては小学生以上の個人による使用とする」

というのは、幼児は利用できないということを明記したということですね。

【生涯スポーツ課長】

はい、そのとおりです。

【委員】

ご家族で特別支援学校のプールに来たいとか、もし施設的に幼児対応のところがあっても、市としては認めないという形になるのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

はい、そのとおりです。

【委員長】

安全管理の点も非常に重要なところですが、運用していったらまた検討する事項があれば、きちっと対応していくというところで状況を見ていただきたいと思いますけれども、他にご意見等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第11号「船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校体育施設等の開放に関する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

議案第12号「船橋市指定有形文化財「清川コレクション（特選）」に係る指定の解除及び変更について」ご説明いたします。資料は25ページでございます。

船橋市指定有形文化財に指定されております「清川コレクション（特選）」の中の1

点、「富士図（精進湖）」を市の指定文化財から解除するものでございます。

その理由といたしまして、この「富士図（精進湖）」につきましては、当初は清川コレクションの中核をなす椿貞雄作品でもあり、広義の意味で清川コレクションの1つとしてとらえてきたものでございますが、清川家からの直接的な寄贈作品ではないことから解除をするものです。

なお、指定の解除により、作品の価値や評価が変わるものではございません。

次に、「清川コレクション（特選）」の27ページ以降にございます5作品につきまして、詳しく作品を精査したところ、作品名が正確でないことが判明をしたため、議案の記載のとおり変更するものでございます。ご審議をお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたけれども、ご意見やご質問等ございますか。

【委員】

今、その指定を解除する作品のうちの「富士図」のところをもう少し詳しく聞かせていただけますか。

【文化課長】

この指定解除の「富士図（精進湖）」につきましては、当初は清川コレクションといたしまして、平成17年7月25日に9点を市の指定文化財として指定させていただきました。その9点の中の「富士図（精進湖）」を除く8点全部が清川家からの寄贈作品であり、「富士図」だけがもともと市の備品でした。今回解除する作品が、広い意味での椿貞雄作品であるので清川コレクションの中に入れてしまったという経緯がございました。それは正確ではなく、清川家からいただいたものではない、同じ椿貞雄の作品であっても、これはコレクションの特選の中の指定にかけるべきではないということが後の文化財審議会で議論されまして、そういう経緯で、指定から外すという提案をさせていただくものでございます。

また、先ほども言いましたように、指定を解除することによって作品等の価値や評価が下がることはないということをつけさせていただくものでございます。

【委員】

清川家から寄贈されたものではないので、清川コレクションの特選ではないということですね。

【文化課長】

はい、そのとおりでございます。

【委員】

指定のところの手続を正しくするとそのようになるので、今回は解除ということで、もとに戻したという形になりますか。

【文化課長】

そのとおりでございます。

【委員】

これに関して、清川家の方は、特に心配しなくてよろしいわけですか。

【文化課長】

清川家の方にもこの件については確認をし、了承を得ております。

【委員】

今回、作品名もそうですが、改めてきちんと調査をして、正しい形にしていくというところでのご提案でいいわけですね。

【文化課長】

そのとおりでございます。先ほども説明しましたように、5作品につきまして、平成17年7月25日、清川家から寄贈された寄贈のリストの中に載っていた作品名を提案させていただいて、その後、専門家等に見ていただく機会がありまして、額装されている後ろに今回訂正をさせていただく作品名等が載っていたということで、訂正をさせていただくということです。

この件につきましても、清川家にその件のお話をしてご了承を得ているところがございます。

【委員長】

他に何かご意見やご質問などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第12号「船橋市指定有形文化財「清川コレクション（特選）」に係る指定の解除及び変更について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

では、議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号について、同じく文化課、説明をお願いします。

議案第13号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項（1）について、管理部、報告願います。

【管理部長】

それでは、55ページをご覧ください。

「平成20年第1回船橋市議会定例会の報告」でございます。

概要についてご報告いたします。

今議会は2月27日から3月27日までの30日間が会期とされ、昨日閉会いたしました。

市議会の内容につきまして、審議日程の順に報告いたします。

初めに、2月27日の開会日には、市長が平成20年度市政執行方針を述べられ、「市民の視点に立った市政運営を行い、だれもが安心して暮らし、次代を担う子どもたちが誇りを持てるまちに」と、本市のまちづくりについての所信表明がありました。

続いて、本議会に上程した議案についての説明が行われました。

次に、3月6日から13日までの土、日を除く6日間で質疑が行われました。教育委員会の所管する質疑の概要については、資料55ページに掲載しているとおりでございます。

なお、質疑4日目、3月14日午前中には、包括外部監査結果報告に対する質疑が行われました。既に教育委員の皆様方に、「包括外部監査の結果報告書」をお配りしておりますが、その報告内容につきまして、市民社会ネットの朝倉幹晴議員、日本共産党の

関根和子議員、公明党の上林謙二郎議員の3名から質疑がございました。質問の内容は資料56ページの2番に記載しているとおりでございます。

次に、17日月曜日には常任委員会の文教委員会が開催されました。2月の教育委員会会議定例会でご審議いただきました資料56ページの3番に掲載している議案第38号「船橋市公民館条例の一部を改正する条例」、議案第39号「船橋市武道センター条例及び船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例」、議案第40号「船橋市大穴市民プール条例を廃止する条例」の3議案と、請願1件と陳情4件の計8件について審議されました。

次に、18日火曜日から予算特別委員会が開かれ、本委員会に全部で27議案が付託され、教育費については21日金曜日に質疑が行われました。24日に討論、採決が行われた中で、日本共産党、市民社会ネットの議員から、平成20年度船橋市一般会計予算案に関する組みかえ動議が提出されましたが、否決され、結果として、議案第1号「平成20年度船橋市一般会計予算」は賛成多数で可決、議案第15号「平成19年度船橋市一般会計補正予算」につきましては、総意で可決となりました。昨日の27日の最終日には議案1件が追加議案として上程され、審議されました。

なお、陳情第16号「車いす等を使用する普通学級在籍の児童生徒への特別支援教育支援員配置に関する陳情」は、文教委員会では採択されましたが、本会議の席上では賛成少数となり、不採択と決し、昨日閉会となりました。

以上で報告を終わります。

【委員】

陳情第16号について、最後にご報告いただきましたけれども、最終的には不採択になったということですが、理由などわかりますか。

【管理部長】

本会議場では24対25で不採択に決しました。

【委員】

特に不採択の理由というのを出すわけではなく、採決ということですか。

【管理部長】

はい、そうです。

【教育長】

簡単に言いますと、文教委員会では賛成する会派のメンバー数が多かったわけですね。ですから採決の結果、この事業に対して賛成し採択されたということです。ところが本

会議では、この陳情に対し反対する会派の議員数が多かった関係で不採択になった。委員の会派のメンバーの数によって、たまにこうしたことが起こることがあります。

ですから、特に理由が変わったとか、そういうことではないわけです。

【委員】

実際、学校教育の運営上では不採択になったことで影響などあるのでしょうか。

【学校教育部長】

今、普通学級に在籍する生徒の車いすの児童生徒への介助員につきましては、就学指導委員会において附帯事項等があつて、介助員をつけるということがあつた場合にしかつけておりません。

【委員】

必要な場合はそのように手続を踏んで進めているということですね。

【学校教育部長】

そうです。就学指導委員会の答申に基づいてやっております。

【委員】

本来であれば、子どもがどうすれば喜ぶのかということが採択、不採択の中身だと思いますが、お話をお聞きして、会派だとか、そういうもので採択、不採択の理由とするというのは少し納得がいかないところですね。例えばお金がかかり過ぎてだめだとか、それならまだ納得いきますが、残念ながら、最後は数の力ということになってしまうのですね。

【教育長】

従来、特別支援学校、あるいは特別支援学級への就学については、学校教育法及び学校教育法施行令にその基準が示されているわけですね。さらに、手続上のことも記載されているわけです。その具体的なことを、今、学校教育部長が就学指導委員会云々という中で、適正就学という立場で説明したわけでございますけれども、社会の流れが、いわゆる統合教育といいたいまいしょうか、障害のある子どもでも普通の学級で授業を受けるという考え方になっています。しかもその子どもたちが、不自由のないような手当てをしていくというような考え方が浸透していますよね。

そこで、そういうことを支持する議員さんと、やはり適正就学、学校教育法施行令に基づいた就学を支持する議員さんとの違いが数になってあらわれてくると私は理解しております。船橋市だけじゃなくて、この議論のやりとりは今の流れの中で出てきている

議論とっております。

【委員】

実際に車いすを使用する普通学級在籍の児童・生徒の数は、現在はどういう状況ですか。

【学校教育部長】

本日、この定例会に担当者が参加しておりませんので、後ほど回答させていただきます。

【委員】

学校では対応ができていますでしょうか。

【学校教育部長】

昇降機やスロープ等で対応しており、自分で押せるという状況です。

【委員】

以前、車いすを利用する児童・生徒を受け入れて、結局手当てはすべて学級担任とこのクラスに在籍する児童・生徒に負担がかかって事故が起こったり、教員自体が体調的に難しくなったりというようなことをよそで伺ったことがあり、現状がどうかということに関しても、こちらとしては把握していく必要があると思いますので、後で教えてください。

【学校教育部長】

はい、そういたします。

【委員長】

他にご質問などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、報告事項（２）について、市立船橋高等学校、報告願います。

【市立船橋高等学校事務長】

カリフォルニア州立大学イーストベイ校との調印についてご報告いたします。

お手元に新聞記事をお配りしましたので、ご覧ください。

船橋市とヘイワード市は姉妹都市の提携を結んで以来20年以上の歳月が過ぎ、その間さまざまな交流を続けてまいりました。その一環として、市立船橋高等学校におきましては、平成元年11月にヘイワード市のモロー高校と姉妹校提携を行い、国際理解教育の充実と語学教育の発展を図るため、翌2年度から相互短期交換留学を実施してまいりました。この間、アメリカに渡った生徒数は延べ約百九十数名に上っております。

平成17年に藤代市長がヘイワード市を訪問した際、このように良好関係にある両市が、将来の国際社会を担う若者を育てる新たな交歓プログラムを構築できないものかと提案をいたしました。そして平成18年1月24日に、新たな交歓プログラムの可能性を話し合うため、同校の国際教育センター所長、レイモンド・ウォーレス教授方が来船した際に、市立船橋高等学校の卒業生をイーストベイ校に留学できる制度づくりの提案がありました。約2年間の準備、検討期間を経て、今年度3月19日に留学に関する同意書に調印する運びとなりました。

利点といたしましては、渡航費や寮費は別といたしまして、カリフォルニア州と同額の経費で済み、日本の国立大学と同額、もしくはそれ以下の授業料で留学が可能となります。また、この提案は市立船橋高等学校の生徒のみならず、市外の児童・生徒の目標となり、英語教育に大きな目標を与えることができるものと思われまます。やがては、将来の国際社会を担う人材の育成に寄与するものと確信しております。

以上でございます。

【委員長】

次代を担う人たちにとっては大変有効なプログラムだということで、期待をしたいと思えます。

何かご意見、ご質問等ございますか。

【委員】

非常にいいことなので期待しております。

【委員長】

それでは、よろしいでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、報告事項（3）及び報告事項（4）について、続けて保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

それでは、報告事項（3）及び報告事項（4）についてご報告いたします。

別途、新聞記事を机上にお配りしましたので、ご参照ください。

それでは、初めに咲が丘小学校給食室で発生いたしました火災についてご報告させていただきます。

3月7日の金曜日、午前11時45分ごろ、咲が丘小学校給食室で、鳥の唐揚げを調理終了後、回転釜の油が発火し、約45分後に鎮火いたしました。原因につきましては、釜の火を止め忘れたためでございます。

火災直後の安全対策につきましては、厨房機器の適切な使用の徹底について、保健体育課長から各校長に通知いたしました。

なお、3月10日から18日までは給食を提供できませんでしたので、弁当持参で対応いたしました。4月当初より通常どおり給食を提供してまいります。

続きまして、海神小学校のはしかによる学年閉鎖について報告させていただきます。

新聞等で報道されておりますとおり、海神小学校6年生の2クラスで、はしかによる欠席者が4名出たことから、3月4日から7日までの4日間を学年閉鎖といたしました。この間に、6年生の感染者が増えたこと、また他の学年にも感染者が出たことなどを受け、3月10日から12日までの3日間、引き続き6年生を学年閉鎖といたしました。

また、免疫力の低下が懸念される4年生、5年生につきましても、同じく3月10日から12日までの3日間を学年閉鎖といたしました。

幸いなことに、この間に新たな感染者が出ませんでしたので、予定どおり13日より平常日課といたしました。

なお、現在、麻しんにかかった児童はすべて治癒しております。

以上でございます。

【委員長】

ただいまご報告いただきました2件の事項に関しては、すぐに教育委員にお知らせがあり、それぞれがとても心配していたところですが、その後の対応は今の報告にあったように進めていただき、事態は落ち着いているということでご報告いただきました。

何かご意見やご質問等ございますでしょうか。

【委員】

私の息子が22歳なので麻しんの抗体を調べましたが、抗体がなくて予防接種をし

した。ちょうどこの年代というのは抗体がない場合が多いのではないかと考えていますが、新しい先生方とか若い先生方はどのように対処されているのでしょうか。

【委員長】

任用のことと、任用時の抗体検査の要綱の件について、所管のところからご報告をお願いします。

【保健体育課長】

教職員につきましては、児童・生徒に接するという職業上の関係から、文書等で予防接種を受けるように勧奨しているところがございます。

【委員】

検査証明書の提出は求めているのでしょうか。

【保健体育課長】

そこまでは求めておりません。

【指導課長】

教育実習生につきましては、各大学で積極的に予防接種を受けていない者は受けるよ
うにという指導をして、ほぼ受けている状況です。去年は大分やりましたので、今年度
にかけて状況を見ますと、大体の者が受けているということです。

また、あわせて学習サポーター等でも昨年度大分心配しましたが、これについては強
制的にお願いするというわけにいきませんので、各大学にお願いして、まずかかった学
生については学習サポーター派遣を控えていただき、それ以外の学生については、ぜひ
予防接種を受けていただくようお願いをして実施しております。

【委員】

特にそれ以上こちらで確認をしていないわけですね。「お願いをする」というところ
でとどまっているのでしょうか。

【指導課長】

教育実習の方については、健康診断書はとりますが、その中に「予防接種済み」とい
うことの確認は特にしておりません。

【委員】

その件に関しては、文部科学省からの教育委員会に対しての通知ですとか、そういう

ものは特に出ていないのでしょうか。どうも文部科学省も勸奨というところまでしか言えないというような文書を大学側にも送っているのですが、お勧めはするけれども、正式に確かめてはしないという状況になるのではないかとということが、子どもたちにとってどうかというのが気になるわけですが。

【教育長】

受けさせたかどうかの確認はしないというところですが、去年の例だと、教育実習を受ける大学にうちの方から必ず受けさせてくださいという強い文書をお願いをしたわけです。それから、学習サポーターについては、お願いしますということだけです。教育実習を送り出す大学側からは、「すべて受けさせました」、あるいは「確認しました」という連絡がなかったわけですか。

【指導課長】

口頭でのやりとりはたしかあったと思いますが、文書でのやりとりまではございませんでした。

【教育長】

新採用については、学務課の方なんだけれども、健康審査会を開催するときに抗体検査を実施していただいて、抗体のない学生については予防接種を受けていただくというようなことも、今後のことを考慮して、千葉県教育委員会に強い要望ということで上げておいた方がいいかと思います。こうしたことはどこでも話題になると思うので、よろしくお願いします。

【委員】

予防接種を受けても抗体価が上がらない人がいるんですよね。ですからもう一回確認の検査をしないといけないわけです。また、予防接種を受けたかどうかというのは、親に聞くと、皆さん受けたと言いますが、やはり昔のは抗体が獲得できていない場合が多いので、最近の予防接種を受けたかどうかということも確認しないといけないのではないかと思います。

【教育長】

お金がかかりますので、どの程度強制できるかわからないですが、まず抗体があるかどうかの検査を義務づけるということが大事ですね。

【委員】

検査も高いですし、予防接種自体が高いですよ。

【委員】

それは強制というか、会社に入る前にこのぐらいのことはやってきなさいよというのが一般社会の通例ですよ。だから船橋市の学校に入るのであれば、検査や予防接種を全部受けてくださいという取り決めを船橋市でつくるわけにはいかないのでしょうか。やはり県からお達しがこないとだめということですか。

【学務課長】

採用は千葉県教育委員会が任命権を持っておりまして、そちらで今までも健康診断等については健康審査会等で診断書、結核等についても調べるものでやっておるんですね。その中に、はしかについては確かになかったと記憶しておりますので、そこについては当然、要望していかなければならないと思います。

【委員】

麻疹がたまたま教職員や教育実習生が感染源だったということになれば、その問題は必ず問われてくると思いますが、今回はそういうことはないですか。

【保健体育課長】

今回は教職員ではございません。

【委員】

そういう事態はないということですが、今後のことを考えたときには、当然検討しておく必要がありますし、もし、その詰め甘さについて指摘されるようなことがありましたら、それは当然のご指摘になりますので、そういう意味では、せっかくこの事故が起こって啓発的にいろいろなことを今進めているところですから、ぜひ県の方にも働きかけていただきたいと思います。また、受け入れのところの確認というのをどのようにするかということについても検討していただきたいと思います。

もう1件の火災の事故に関しては、これはもう原因が不注意からということがはっきりしているわけですね。

【保健体育課長】

これは警察の発表でございます。

【委員】

児童への影響という点ではいかがですか。

【保健体育課長】

すぐに校庭に避難しましたが、その際、直接煙を吸ったりとかはございませんでしたが、集団で避難したことから、2年生の子が3名ほど気分が悪くなり病院へ運ばれました。

【委員】

せっかくのお別れ給食の日で、6年生の子どもたちにとっては大変だったと思いますが、大きな後遺症として残っていないだろうということで、安心いたしました。

【委員長】

この点に関してよろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（5）及び報告事項（6）について、続けて文化課、お願いいたします。

【文化課長】

報告事項（5）及び報告事項（6）について、あわせて報告いたします。

資料57ページで、市の有形文化財に指定されています市内金杉の個人宅に所蔵されております南蛮胴具足について、市文化財の指定が解除され、県の文化財に指定されました件についてご報告いたします。

この件につきましては、先月、教育委員会会議2月定例会で報告させていただきましたが、平成20年3月18日付で県の指定文化財として告示されました。このことによりまして、船橋市文化財保護条例第5条第2項により、市の指定は解除されるものとなりました。

詳細等につきましては、お手元に配付をいたしました資料のとおりでございますが、南蛮胴具足そのものにつきましては、戦国時代の工芸技術を伝える遺品として大変貴重な文化財ですので、後世に伝えていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

続きまして、報告事項（6）「玉川旅館の有形文化財の登録について」、報告いたします。資料は59ページでございます。

皆様、既にご存じの消防局に隣接いたします老舗割烹旅館の玉川旅館が、3月21日に開催をされました国の文化審議会の答申を受けて、国の登録有形文化財に登録される

ことになります。

登録される建造物につきましては、昭和16年の建築の本館と昭和3年の建築の第一別館、そして昭和初期においては有数の規模を誇る大宴会場で、昭和8年の建築の第二別館の建物3棟でございます。

3棟の建物すべて高床式で、建物の意匠とともに、大正、昭和初期の海辺の純和風旅館の面影を非常によく伝えております。

なお、国の登録文化財制度とは、平成8年から始まりました制度で、築50年以上の建造物を対象として、従来の指定制度よりも規制が緩やかで、建物を実際に活用しながら保存することができ、貴重な建造物を後世に数多く伝えようとする制度でございます。

ちなみに、船橋市内では、平成13年に第1号として登録をされました旧近藤家の長屋門を移築しました東葉高等学校正門が飯山満町にございます。今回は、それに続きます第2例目で、県内では今回の登録分を含めて112件になります。

以上でございます。

【委員長】

ただいま、ご報告いただきましたけれども、何かご意見やご質問等ございますでしょうか。

【委員】

建物を実際に活用しながら保存できるということになると、例えば、傷がついたりした場合には、修復するときには国が修復するのか、あるいは使っている玉川旅館さんが修復するのか、どうでしょうか。

【文化課長】

登録されることによって優遇措置が幾つかございます。今の委員のご指摘の、例えば保存、活用するために必要な修理が生じた場合は、設計管理費の2分の1を国が補助するとか、あるいは敷地の地価税を2分の1減税するとか、あるいは市町村におきましては、市町村が家屋に固定資産税をかけておりますけれども、2分の1以内を適宜軽減をするというような仕組みの優遇措置が具体的にはございます。

以上でございます。

【委員長】

重要な文化財が船橋市の中にあるということで、とても誇りに思います。他にご意見やご質問などございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、報告事項（7）の生涯スポーツ課のご報告をいただいて、その後非公開の議題に入りますが、その間に先ほどの報告事項（1）についての質問にお答えいただくご用意はできていますか。

【教育支援室長】

はい。

【委員長】

では、報告事項（7）の後にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、報告事項（7）について、生涯スポーツ課、ご報告願います。

【生涯スポーツ課長】

それでは報告事項（7）「平成20年・21年の船橋市体育指導委員の委嘱状交付式について」、ご報告をさせていただきます。

現在の指導委員は、平成19年度末をもって任期満了となります。平成20年度、21年度につきましては、従前23地区でありましたコミュニティーが、24地区のコミュニティーとなり、24地区の体育指導委員ということで候補者を選定し、4月5日に委嘱状を交付したいと考えております。

現在、3人まだ選考中でございますけれども、トータル200人を委嘱して、スポーツの振興にご協力をいただこうと考えております。

組織につきましては、今お手元に追加で資料を配付したとおりでございます。

以上でございます。

【委員長】

委嘱の準備を今進めているということですね。

ご意見等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、先ほどの報告事項（1）について、現在、普通学級で車いすを使用している児

童・生徒数、教えていただけますか。

【教育支援室長】

普通学級に在籍している児童・生徒のうち、車いす等を使用している児童・生徒ですが、車いすを使用している生徒が現在7名、ストレッチャーを使用している児童が1名ということで、合計8名となっております。

【委員】

それに対して、現状では移動の補助や手だては施されていると認識してよろしいですか。

【教育支援室長】

今申しあげました8名のうち、1名については就学指導委員会において附帯事項がありましたので、介助員を1名つけております。そのほかの児童・生徒については、学校体制、保護者の協力等によって、移動等の補助を行っております。

【委員】

この「8名」というのは、学校は8校ですか。

【教育支援室長】

はい、8校です。

【委員】

小学校と中学校の内訳を教えてください。

【教育支援室長】

今、手元に資料がないので、のちほどご報告申し上げます。

【委員】

おそらく、お子さんが小さいうちは問題なくても、成長していくとまた新たな課題が出てくるかと思われますので、そのあたりについては注意して見守っていくことが必要かと思えます。

【委員長】

ではよろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、冒頭で述べましたように、非公開と決しました報告に入りたいと思いますので、関係職員以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係職員以外退席)

【委員長】

それでは、お願いいたします。

臨時代理の報告第2号及び報告事項(8)について、続けて総務課、報告願います。

報告第2号「職員の任免について」及び報告事項(8)「職員に関する措置について」、総務課長から報告された。

【委員長】

それでは、報告第3号及び報告第4号に入りますので、学校教育部長と学務課長を入場させてください。

(学校教育部長、学務課長入場)

【委員長】

それでは、報告第3号及び報告第4号について、学務課、報告をお願いします。

報告第3号「職員の任免について」及び報告第4号「県費負担教職員の任免に関する内申について」、学務課長から報告された。

【委員長】

それでは職員を入場させてください。

(職員入場)

【委員長】

本日、予定しておりました議案等の審議はすべて終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、今年度は皆様とともに力をあわせて、ここまで教育行政を進めてまいりました。どうもお疲れさまでした。

また来年度、新しく行政に入られる方も含めまして、本当に戦力としては一致団結して進めていかないと、教育行政自体がさまざまな課題を抱えている時期でございますので、新しく入られる方たちにお仕事の役割ですとか、任務の価値を職場でお伝えいただいて、チームづくりにお努めいただければと思います。

それでは、これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。